

5. 用地取得

① 用地取得の現状

近年の公共事業を取り巻く環境を鑑みると、我が国の財政状況は、社会保障費の急増等も背景に深刻な状況にあり、公共事業予算は近年大幅に削減されてきています。このような状況の下で、公共事業に対するニーズに的確に対応していくためには、事業の「選択と集中」を進め、真に必要な社会資本整備を着実に進めていくことが必要です。限りある予算の中で本当に必要とする事業を選択し、より経済的な工法・計画を採用して効用を最大化するなど多くの観点から考慮していくことが必要となってきています。

その中で用地を取り巻く環境に目を移せば、システムの開発と活用で業務遂行力が格段に進化し、事務処理量やスピードがアップしたものの、情報公開制度も格段に進み、住民が補償基準やその詳細な内容、道路が完成した後の環境問題などについて知ることが可能となり、さらにITによる様々な情報が瞬時に取得できるという中で、一般の方からも様々な要望や批判を頂くこともあり、個人情報開示を利用した中でさらなる説明責任(アカウントビリティ)を求められ、個々の対応にも以前にもまして困難の度合いが深まっている状況です。

② 平成 13 年度からの用地取得状況

このような状況の中、ここ 10 年間の主な事業について紹介します。国道1号西部環境対策事業においては、中川区高杉町地内から中川区下之一色町字古川地内(0.85km)では平成 13 年度より用地着手を開始し、既に用地取得済みとなっています。中川区下之一色町字古川地内から中川区下之一色町字権野地内(0.45km)では平成 19 年度より用地着手しており、現時点で用地取得を継続中です。また、国道23号沿道環境改善事業においては、名古屋南部公害訴訟の和解条項に基づき平成13年度より環境施設帯用地の買収を開始し、今年で 11 年が経過しました。用地買収の進捗状況としては、モデル地区、優先整備地区等の 18 地区が区切りとなり、昨年度からは、第二段階としてそれ以外の地区の用地買収に着手しました。事業として、折り返し地点を過ぎた状態です。

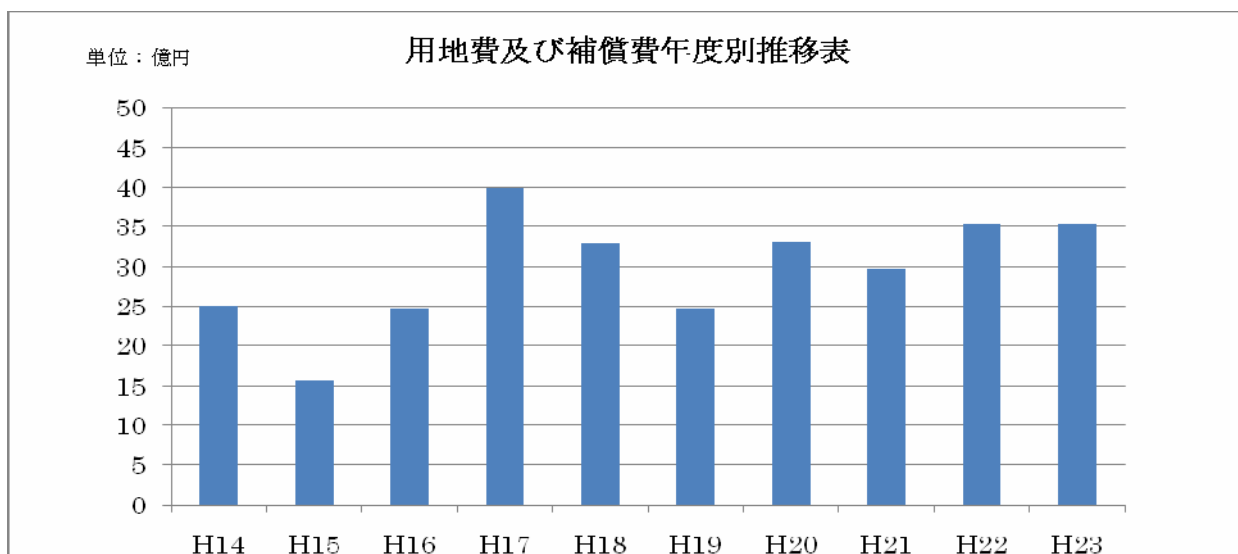
今後、地権者地域住民等の公共事業に対する意識の変化や情報取得の容易さなどから、より高度な知識、説明が求められます。また、事業をより円滑に進めるために、任意での用地取得を実施しつつ、事業認定、収用を視野に入れた効率的な用地取得が必要となります。用地業務は事業を遂行するため必要不可欠であり、事業の完成に至るまでの重要な過程の一つであるため、常に事業の完成時期を意識し、日々着実に業務を遂行していく事が必要になっています。



用地境界立会(国道 23 号沿道環境改善事業)

③用地費及び補償費の推移(10年間)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
用地費・補償費(億円)	25.1	15.6	24.8	40.0	32.9	24.7	33.1	29.7	35.5	35.4



④用地取得面積の推移(10年間)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
用地取得量(千㎡)	9.3	3.9	6.0	10.8	10.5	11.2	14.9	6.1	7.0	6.8

